

鳥取市補助金カルテ

NO.	052	担当課	くらしの安心・相談課	外線	0857-30-8184
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市交通安全対策協議会補助金				
概要	鳥取市交通安全対策協議会の活動費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市交通安全計画				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交通事故発生件数の減少				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	鳥取市交通安全対策協議会補助金					
R8予算	3,143千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・本部経費 192千円 ・各地区協議会交付金 2,951千円（鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷）			R7 (見込)	1	3,143
				R6	1	3,380
				R5	1	3,470
				R4	1	3,564
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通安全対策協議会
交付要件	本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市交通安全対策協議会とする。
対象経費	・本部の活動費 会議費、事務費（需用費、通信費）、広報啓発費（需用費）、交通安全運動にかかる経費（需用費、通信費、報償費、旅費、その他必要と認められる経費） ・各地区協議会の活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取市交通安全対策協議会は自主財源がないため。 2-7 上限額の設定がない対象経費について、均等割と人口割で算出している。
公益性	-
公平性	4-2 本会は、市長を会長とする交通安全関係団体で構成する組織であり、市の交通安全施策を国、警察、その他公共的団体と連携して実施する必要があるため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	053	担当課	くらしの安心・相談課	外線	0857-30-8184
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市交通安全指導員会補助金				
概要	鳥取市交通安全指導員会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4102）防犯・交通安全対策の充実				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	交通事故発生件数の減少				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	鳥取市交通安全指導員会補助金					
R8予算	1,697千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・本部経費 20千円(上限額) ・各地区指導員会交付金 1,677千円(鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷) ※均等割 1団体につき96,000円、定数割 各地区指導員会の指導員の定数に1人当たり6,500円を乗じて得た額			R7 (見込)	1	1,697
				R6	1	1,545
				R5	1	1,646
				R4	1	1,745
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通安全指導員会
交付要件	鳥取市交通安全指導員会
対象経費	本部及び各地区指導員会の活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5 鳥取市交通安全指導員会は自主財源がないため。 2-7 上限額の設定がない対象経費について、均等割と人数割で算出している。
公益性	-
公平性	4-2 交通安全指導員は、以前は市の特別職であったが、地方公務員法の改正に伴う特別職の任用の厳格化により、市長が委嘱する身分となったが、事業内容に変わりはなく、継続して市が事務局を担っている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	市が事務局を担う理由に乏しい。廃止を含めて検討。

鳥取市補助金カルテ

NO.	054	担当課	くらしの安心・相談課	外線	0857-30-8184
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市自主防犯活動団体補助金				
概要	自主防犯団体の活動費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	安全安心まちづくり推進助成費					
R 8 予算	100千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	自主防犯団体活動費補助金 1団体×100千円(上限額)			R 7 (見込)	1	100
				R 6	1	100
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	100千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	各地区において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内会もしくは ボランティア団体又はこれらの団体に類する活動を行う団体とする。
対象経費	報償費及び謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 申請団体は自主財源に乏しいため。 2-9 自主防犯活動を行う団体の育成・活動支援するための補助金であり、補助対象団体数や補助金額等で効果が図れるものではないため効果目標の設定は困難。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	効果目標が設定されていない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	055	担当課	くらしの安心・相談課	外線	0857-30-8182
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市消費者団体連絡協議会補助金				
概要	鳥取市消費者団体連絡協議会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4103）安全・安心な消費生活の確保				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	消費者団体連絡協議会の円滑な運営及び消費者行政への継続した協力				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費		
歳出事業名	消費生活対策費						
R8予算	110千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	会議費5千円、事務費13千円、事業費75千円、旅費17千円				R7 (見込)	1	110
					R6	1	110
					R5	1	115
					R4	1	115
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市消費者団体連絡協議会
交付要件	鳥取市内における消費生活の諸問題の解決と、住民の消費生活の安全と向上を図ることを目的とした事業に必要な経費
対象経費	鳥取市消費者団体連絡協議会の事業に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書を提出させ、通帳等諸帳簿と確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	85.3%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5, 2-7 本補助金が協議会の主な収入であり、協議会の円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	056	担当課	くらしの安心・相談課	外線	0857-30-8182
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金				
概要	高齢者に対する特殊詐欺等被害の防止のため、通話録音機能付き電話機等の購入費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4103）安全・安心な消費生活の確保				
創設年度	H3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	高齢者の電話勧誘による消費被害者数の減少。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名		消費生活対策費				
R 8 予算		400千円				
R 8 予算 積算根拠	通話録音機能付電話機等購入補助金 40件×10千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	0	0
				R 6	33	293
				R 5	26	233
				R 4	6	47
補助率・補助額		2分の1			上限額	10千円
特定財源		なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	・鳥取市内に住所があり居住している人 ・65歳以上の者 ・市税などを滞納していない人
対象経費	機器本体購入・設置費用
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	交付申請書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-